

斜面の点検者に対する安全教育のご案内

宮崎労働局長登録番号第2号（登録有効期間 令和6年3月30日）
建設業労働災害防止協会宮崎県支部
〒880-0805 宮崎市橋通東2-9-19（宮崎県建設会館4階）
TEL 0985-20-8610 FAX 0985-20-8504

<http://www.kensaibou-miyazaki.jp> [建災防宮崎県支部](#) [検索](#)

「申込書」はホームページからダウンロードできます。

厚生労働省は、平成27年6月29日「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」を策定しました。ガイドラインでは、事業者（施工者）が発注者から請け負って行う斜面掘削工事に関して、安衛則第355条の調査及び第358条の点検のより適切な実施方法、施工者が発注者及び設計者と協力して斜面崩壊の危険性に関する情報を共有するために実施することが望ましい方法及び留意事項が示されております。

このガイドラインの趣旨に基づき、当協会支部では、工事の施工業者のみならず、工事の設計者・調査者、発注機関等の担当者を対象に斜面の点検者を養成するための研修を実施致しますので、この機会に受講頂くようご案内します。

1 受講対象者

- ・斜面掘削施工業者で斜面掘削業務に従事する方
- ・工事の発注者（発注機関など）、調査者（測量、地質調査業者など）、設計者（建設コンサルタントなど）の担当者

2 講習科目・講習時間

講習科目	範囲	講習時間
斜面掘削工事での労働災害発生状況等	・全産業、製造業及び建設業での死亡災害発生状況 ・斜面崩壊による労働災害の現状	30分
斜面崩壊の危機性に係る情報の共有による労働災害の防止	・発注者、設計者及び施工者の三者の掘削斜面の状況等に関する情報共有の重要性 ・調査、施工段階別点検表、日常点検表、変状時点検表及び異常時対応シートの使用目的等	30分
点検表の使い方及び解説並びに点検表等への記載例	・設計・施工段階別点検表、日常点検表及び変状時点検表の使い方、各点検項目の解説及び判断基準 ・日常点検表又は変状時点検表による点検の結果、点検項目に○が付く、又は異常現象が「有」となった場合の措置 ・異常時対応シートの使い方及び解説 ・各点検表及び異常時対応シートの記載例	1時間30分
点検結果に基づく措置	・点検結果に基づく安全性の検討 ・日常点検表及び変状時点検表で異常が把握された場合の応急的対策 ・異常時への対応のための災害防止対策 ・点検結果を受けた発注者、設計者、施工者の連携等	1時間
関係法令	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則の関係条項	30分
	合計	4時間

3 開催日時・場所

講習日	CPDS 登録番号	講習会場
令和3年6月24日(木)	621796	宮崎県建設技術センター(宮崎市清武町今泉丙2559-1)
令和3年8月26日(木)	620249	延岡建設会館(延岡市愛宕町2丁目32番地)

* 12時30分受付、午後1時開講～午後5時閉講です。 * 各会場駐車場有

4 受講料及びテキスト代(税込)

会 員 7,600円(受講料5,500円、テキスト代2,100円)

非 会 員 9,800円(受講料7,700円、テキスト代2,100円)

5 修 了 証

全科目修了者には「斜面の点検者に対する安全教育修了証」を即日交付します。

6 受 講 手 続

- (1) 受付は申し込み順とし、定員になり次第締切ります。(FAX可)
- (2) 無断で欠席された場合、受講料金は返還致しません。
- (3) テキストは、受付会場でお渡しします。
- (4) 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用いたしません。
- (5) 受講者の交替は、認めます。
- (6) 遅刻、早退者には、修了証を交付いたしません。
- (7) 講習日程の変更や中止になる場合がありますので、ホームページでご確認下さい。